

議 長 日程第4「議案第69号松田町児童館等の指定管理者の指定について」を議題
といたします。町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第69号松田町児童館等の指定管理者の指定について。

次のとおり、松田町児童館等の指定管理者（地方自治法第244条の2第3項
に規定する指定管理者をいう。以下に同じ。）として指定する。

1、指定管理者制度対象施設の名称等。名称、松田町河内児童センターほか
（別紙のとおり）。所在地、松田町松田惣領821番地3ほか（別紙のとおり）。

2、指定管理者の名称等。名称、河内自治会ほか（別紙のとおり）。代表者、
自治会長夏苺教隆ほか（別紙のとおり）。所在地、松田町松田惣領824番地ほ
か（別紙のとおり）でございます。

3、指定の期間。令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でご
ざいます。

令和7年12月2日提出。松田町長 本山博幸。

提案理由。上記について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決
を得るため、提案するものです。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それではですね、議案第69号松田町児童館等の指定管理者の指定について、
御説明させていただきます。

本管理者の指定につきましては、令和3年4月1日から5年間の指定管理の
期間が終了することに伴います更新になります。

1枚おめくりいただいて、指定管理者候補者選定松田町児童館等一覧でござ
います。

こちらのほうにつきましては、松田町河内児童センターから松田町湯の沢児
童センターの2施設が対象となります。

恐れ入ります。1枚おめくりいただきまして参考資料1をお願いいたします。
こちらのほうもですね、情報公開条例に基づきまして法人団体住所の住所と印
影、さらに担当者の連絡先の電話番号、さらに参考資料2の申込書の印影のほ

うも墨塗りにさせていただいております。

それでは、指定管理者申込書でございます。法人団体名は河内自治会。代表者名は夏苺教隆様から町長宛てへの申込書でございます。

1、施設の名称及び所在地でございます。施設の名称は松田町河内児童センター。施設の所在地は松田町松田惣領821番地3でございます。

裏面を御覧ください。指定管理施設の運営事業計画書になります。1番の団体の概要にそれぞれ団体名の団体代表者及び役員数、事業内容について記載しております。

以下2枚目は湯の沢自治会の湯の沢児童センターの申込書になります。

さらにもう1枚見おめくりいただきまして、児童館等収支計画一覧表でございます。令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間になります。各施設とも上段は5年間、下段は1年間の収支を記載しております。

まず、左側の列でございます。支出の内訳につきましては、施設管理に必要な光熱水費、消防点検、清掃道具・消耗品等を指定管理委託料としております。経費の総額の合計は最下段になります。5年間の欄ですね、140万5,000円となっております。

右側の収入のほうでございます。こちらのほうもですね、指定管理委託料として140万5,000円となります。

さらにすみません。もう1枚おめくりください。参考資料2でございます。こちらは参事兼総務課長から指定管理者選定委員会委員長宛ての選定依頼書でございます。

さらにもう1枚、参考資料3は、指定管理者選定委員長から町長宛てへの選定結果の報告の写しでございます。

説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第69号松田町児童館等の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。